

相模原市からのお知らせ

火薬類取締法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの
保安の確保及び取引の適正化に関する法律の
全ての手続きについて、令和8年1月1日から
e-kanagawaで電子申請が可能になりました。

【電子申請(e-kanagawa)のメリット】

- ・アカウント登録不要
- ・24時間365日いつでも申請・届出可能
- ・窓口来庁が原則不要
- ・郵送費用不要
- ・ペーパーレス化で費用削減

原則、窓口へ来庁することなく、24時間いつでも
申請・届出することができますので、ご活用ください。

※ 相模原市への申請・届出に限ります

※ 手帳への記入が必要な手続き等は窓口へ来ていただく必要があります



e-kanagawa



で検索



e-kanagawa

【問い合わせ先】

相模原市消防局消防部危険物保安課
相模原市中央区中央2-2-15
TEL:042-751-9137